

佐伯市週休2日工事実施要領（営繕工事編）

1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、佐伯市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の多様な働き方を推進するため「週休2日工事」を実施するものである。

2 週休2日の定義

（1）現場閉所型週休2日制（月単位）

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態。

現場閉所日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

（2）現場閉所型完全週休2日制

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態。

現場閉所日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。1週間の定義は「土曜日から金曜日」とする。

なお、下記ア～ウについては、現場での作業に該当しないものとする。

ア. 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

イ. 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

ウ. その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

3 対象工事

佐伯市が発注する営繕工事で、2（1）～（2）のいずれかにより実施するものとし、対象工事は現場説明書に「週休2日工事」の対象であることを明示する。ただし、以下（1）～（3）の工事は除く。

（1）完成時期や作業時間の制約が厳しい工事（幼稚園・小学校の改修工事など）

（2）緊急を要する工事

（3）その他発注者が指定する工事

※工事契約後、受注者から「週休2日工事」実施の意向がある場合は、「週休2日工事」とすることができるものとする。

4 対象期間

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、夏季休暇3日間、年末年始休

暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

5 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施方法（現場閉所型週休2日制（月単位）または、現場閉所型完全週休2日制）について、書面にて監督員に報告する。

ア 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。

イ 作業日が恒常的な残業となってはならない。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、上記「2 週休2日の定義」及び「4 対象期間」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。分離発注工事の場合は、「計画工程表」の作成に当たっては、受注者間で調整を行うこと。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 表示例（工事看板））。

(4) 実施報告

受注者は、休日の取得状況を取りまとめ、佐伯市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

(5) 休日の変更

受注者の責によらず（天候不良含む）、予定している現場閉所日に作業を行う必要が発生した場合は、以下の期間内で振替えることができるものとする。

ア 現場閉所型週休2日制（月単位）：同一月内

イ 現場閉所型完全週休2日制：同一週内（土曜日～金曜日）

(6) 達成の判断

ア 現場閉所型週休2日制（月単位）

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上であること。暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分以上の現場閉所を行っていること。

イ 現場閉所型完全週休2日制

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行っていること。受注者の責によらず、土日に施工を行った場合は、同一週内（土曜日から金曜日までの一週間内）で振替を行っていること。暦上の土日が2日に満たない週は、その週の土日の日数分以上、現場閉所を行っていること。

※詳細な休日の考え方については、別紙「休日の考え方（営繕工事編）」を参照すること。

（７）監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

６ その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（平成２９年７月３日）

平成２９年７月４日以降に起案する工事に適用する。

附則（平成３０年８月８日）

平成３０年８月１０日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和元年７月１７日）

令和元年７月１７日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和２年４月８日）

令和２年４月８日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和２年７月１日）

令和２年７月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和２年８月２１日）

令和２年９月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年１月１２日）

令和３年１月１２日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年３月２９日）

令和３年４月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年７月２日）

令和３年７月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年１２月６日）

令和３年１２月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和４年４月１日）

令和４年４月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和５年３月１５日）

令和５年３月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和５年７月１０日）

令和５年７月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和５年９月１４日）

令和５年９月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年７月１２日）

令和６年７月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年８月１５日）

令和６年８月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年１０月１１日）

令和６年１０月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和７年４月１０日）

令和７年４月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和７年８月２２日）

令和７年９月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和８年４月１０日）

令和８年４月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和８年５月２９日）

令和８年６月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和８年７月２４日）

令和８年８月１日以降に起案する工事に適用する。

